

聖籠町告示第二十七号

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱
を廃止する告示

聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱（平成二十三年聖籠町告示第二十三号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に廃止前の聖籠町介護施設サービス利用者支援事業実施要綱第五条の規定により支給決定を受けた者が、施設利用に伴い負担する費用のうち、平成二十六年三月分までの利用料に係る支援金の支給については、なお従前の例による。